

一般廃棄物の資源化施設の維持管理に関する基準

(平成14年12月20日 環境局長決定)

(令和6年1月22日 改正)

第1 趣旨

この基準は、神戸市一般廃棄物処理施設指導要綱(以下「指導要綱」という。)第13条の規定により、一般廃棄物の資源化施設の適正な維持管理に関し必要な事項を定める。

なお、本要綱に定めのない事項については、法第8条の2(技術上の基準等)に基づくこと。

第2 定義

この基準における用語の意義は、指導要綱第2条に定めるところによる。

第3 基準

資源化施設の維持管理に関する基準は、次のとおりとする。なお、維持管理にあたっては、予め維持管理計画書を作成すること。

(1) 囲い等

ア 資源化施設に係る土地の周囲に設置した囲い等は、みだりに人が施設に立入るのを防止することができるよう日1回以上点検し、破損が認められた場合には、直ちに補修すること。

イ 施設の出入口は、作業終了後及び作業員等が不在のときは、閉鎖し施錠すること。

(2) 表示等

ア 資源化施設であることを表示する立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合は、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。

イ 立札その他の設備が破損した場合は、直ちに補修すること。

(3) 緑地

周辺環境との調和を図るため緑地への散水等の維持管理に努めること。

(4) 場内通路

車両の通行に支障がないよう必要な補修を行うこと。

(5) 火災の発生防止

ア 施設での火災の発生を防止するため、消火設備は、常に十分な管理を行い、所定の能力が発揮できるよう点検整備を行うこと。

イ 管理事務所等火気を使用しなければならない場所を除き、火気の使用を厳禁とすること。

(6) 受入時の一般廃棄物の確認

ア 受入れる一般廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう受入れる際に必要に応じ一般廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。

イ 車両から一般廃棄物を荷降しする前に、監視ゲート等により、搬入された物が取り扱える種類であるかを確認すること。許可を受けた一般廃棄物以外の廃棄物を認めた場合は受入れないこと。

ウ 荷降しをするときには、必ず従業員が立合って確認を行い、許可を受けた一般廃棄物以外の廃棄物が荷降しされた場合は、持ち帰らせる等、速やかに除去すること。

エ 許可を受けた一般廃棄物以外の廃棄物が搬入されないよう排出事業者及び収集運搬業者との連携を密にしておくこと。

オ 排出事業者又は搬入品目については、常に契約書等で確認し、これらが不明の場合は当該一般廃棄物を受け入れないこと。特に積替え・保管施設については、搬出元が予め明確なもののみ受け入れること。

(7) 飛散及び流出の防止

飛散防止ネット、流出防止堤その他の飛散又は流出を防止する設備を日1回以上点検し、飛散又は流出のおそれがある場合には、必要な措置を講じること。

(8) 悪臭の防止

資源化施設及び敷地周辺を日1回以上点検し、悪臭の発生及びそのおそれがある場合は、悪臭が発生しないよう原因を除去する等必要な措置を講じること。また、環境局長の指示により官能試験等の分析を行うこと。

(9) 騒音、振動及び粉じんの発生防止

資源化施設及び敷地周辺を日1回以上点検し、騒音、振動及び粉じんの発生及びそのおそれのある場合は、騒音、振動及び粉じんが発生しないよう必要な措置を講じること。特に破碎施設にあつては、著しい騒音、振動が発生しないよう必要な維持管理を行うとともに、敷地外へ粉じんが発散しないよう散水等の必要な措置を講じること。

(10) 衛生害虫等の発生防止

ア 施設の敷地内にねずみが生息し、及び蚊、蠅その他の害虫が発生しないよう清潔の保持に努めること。

イ 害虫等が発生した場合に、防虫剤の散布等の措置が速やかに行えるよう準備しておくこと。発生及びそのおそれのある場合は発生しないよう必要な措置を講じること。

(11) 事故の防止

ア 事故の発生を防止するため、常に、巡回監視及び点検を実施すること。

イ 台風、大雨等の際、一般廃棄物の飛散、流出等の事故のおそれがある場合には、必要な措置を講ずるなど事故の未然防止を図ること。

ウ 日常において災害発生防止のための訓練を実施すること。また年1回以上全社的な防災訓練を実施すること。

(12) 異常事態時の措置及び報告

一般廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに搬入を停止するとともに、施設の運転を停止し、流出した一般廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講じること。

また、速やかに緊急連絡網により関係者に連絡すること。

(13) 使用道路(搬入経路となる国道、県道及び市町村道を含む。)の安全確保等

ア 搬入出車両及び積替え時の騒音等に配慮するとともに、生活環境に支障を与えることがないよう

使用道路を指定すること。

イ 使用道路が道路事情その他の理由により交通整理を必要とする場合は、交通整理員の配置等必要な措置を講じ、安全の確保を図ること。

ウ 使用道路に廃棄物が飛散していないか日1回以上点検し、飛散している場合は直ちに回収すること。また、常に清掃し、清潔の保持に努めるとともに、必要に応じて補修を行うこと。

(14) 雨水等の流入防止

処理施設内へ外部の雨水等が流入するのを防止するために設けられた開渠、油水分離槽その他の設備の機能が低下しないよう、日1回以上点検を行い、必要に応じて開渠等に堆積した土砂等の除去、補修その他の措置を講ずること。

(15) 作業時間

原則として 8:30～17:30とし、生活環境に支障を与えることのないよう作業を行うこととし、時間外には、極力、処理の作業、運搬車両の出入り等を行わないこと。

(16) 管理事務所

ア 事務所内の見やすい所に許可証、処理工程表等を処理施設の種類に応じて掲示しておくこと。

イ 事務所には、許可申請書等環境局長に提出した書類一式並びに処理の帳簿又は維持管理の記録等を常に備えておくこと。

(17) 従業員等

従業員は直接雇用とし、適正な維持管理を行うため必要な従業員を複数配置すること。また、従業員教育として講習会等に積極的に参加させること。

(18) 定期点検等

施設の正常な機能を維持するため年1回以上定期点検及び機能検査を行うこと。

(19) 書類等の保存

以下の書類等を保存していること。

ア 一般廃棄物処理施設設置(変更)許可申請書(届出書)

イ 一般廃棄物資源化施設使用前検査申請書

ウ 一般廃棄物資源化施設使用開始報告書

エ 一般廃棄物処理実績報告書(年度毎)

オ その他環境局長に提出した書類等の写し等

(20) 資源化施設の稼働にあたっては、あらかじめ運転マニュアルを作成すること。

(21) 排水処理設備等の管理

ア 資源化施設において、資源化処理の工程から発生する汚水を公共下水道を経ずに公共用水域へ放流する場合は、その性状について目視等による点検を日1回以上行うとともに、その水質について水質汚濁防止法に定める排水基準(排水基準を定める総理布令昭和46年第35号)に適合するよう維持管理し、別表のうち環境局長が指示する検査項目及び検査頻度により水質検査を行うこと。

イ 異常が認められた場合には、速やかに施設への一般廃棄物の投入及び施設の運転を停止する

とともに、その原因を調査して必要な措置を講じ、市に報告すること。

(22) 排ガス処理設備等の管理

施設から発生する排ガス等について目視等による点検を日1回以上行うとともに、異常が認められた場合には、速やかに施設への一般廃棄物の投入及び施設の運転を停止するとともに、その原因を調査して必要な措置を講じ、市に報告すること。

(23) 地下浸透の防止

一般廃棄物が地下に浸透しないよう日1回以上床面その他の設備を点検し、異常を認めた場合は、速やかに施設への一般廃棄物の投入及び施設の運転を停止し、地下浸透の防止のために必要な措置を講ずること。

(24) 記録及び保存

施設の維持管理に関する点検、定期検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。

(25) 保管設備

ア 一般廃棄物の許可品目ごとに区画を設けて保管し、異なる種類の一般廃棄物を混合しないこと。

イ 保管期間は、性状が変化しないものであっても、出来るだけ短期間とすること。

ウ 保管能力を超えて一般廃棄物の保管をしないこと。

エ 保管の場所における1日あたりの平均的な搬出量の7日分を超えないようにすること。

オ 積替え・保管施設にあつては、次の事項を遵守すること。

① 許可された保管能力を超えて一般廃棄物の保管をしないこと。

② 許可された積替え・保管施設以外の場所で積替え・保管をしないこと。

③ 排出事業者ごとの一般廃棄物の搬入及び搬出に係る車両の確認、一般廃棄物の種類及び量の確認について記録を作成し、3年間保存すること。

(26) 維持管理者の人的要件

ア 技術管理者を配置すること。

イ 破碎処分を行う場合にあっては、一般粉じんに係る公害防止管理者を1名以上配置すること。

(27) その他環境局長が必要と認める維持管理を行うこと。